

和泉市における日影による中高層の建築物の制限

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
			敷地境界線からの水平距離が10m以内	敷地境界線からの水平距離が10m超
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1. 5メートル	4時間（外壁後退距離の限度が1.5mの区域にあつては3時間）	2.5時間（外壁後退距離の限度が1.5mの区域にあつては2時間）
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4メートル	4時間	2. 5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4メートル	5時間	3時間
準工業地域	高さが10mを超える建築物	4メートル	5時間	3時間
市街化調整区域のうち用途地域の指定のない地域	高さが10mを超える建築物	4メートル	4時間	2. 5時間

備考：「市街化調整区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。